

平成 23 年 3 月 1 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

株式流動化信託の取扱開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、本日より、グループの信託機能を活かした「株式流動化信託」の取扱いを開始いたします。本信託は、信託業務を兼営するりそな銀行との間で締結している信託代理店契約に基づき、りそな銀行を受託者とし、埼玉りそな銀行が信託契約代理店として取扱いをいたします。

株式流動化信託は、お客さまが所有されている上場株式を信託し取得した信託受益権を証券会社等の第三者に譲渡する一方で、当該株式の議決権行使についてはお客さまが受託者であるりそな銀行に対して指図することが可能となる商品です。

企業にとって株式の持合いは発行企業との関係維持・強化に資するものですが、国際財務報告基準（IFRS）の導入も控えて株価変動の影響を軽減したいとのニーズも高まりつつあります。株式流動化信託をご利用いただくことで、実態的に議決権を行使できる状況を確認しつつ、資金調達と株価変動のリスク回避を実現することができます。

埼玉りそな銀行では、お客さまの経営課題の解決に向けてグループ機能を活用したソリューションを積極的に提供してまいります。

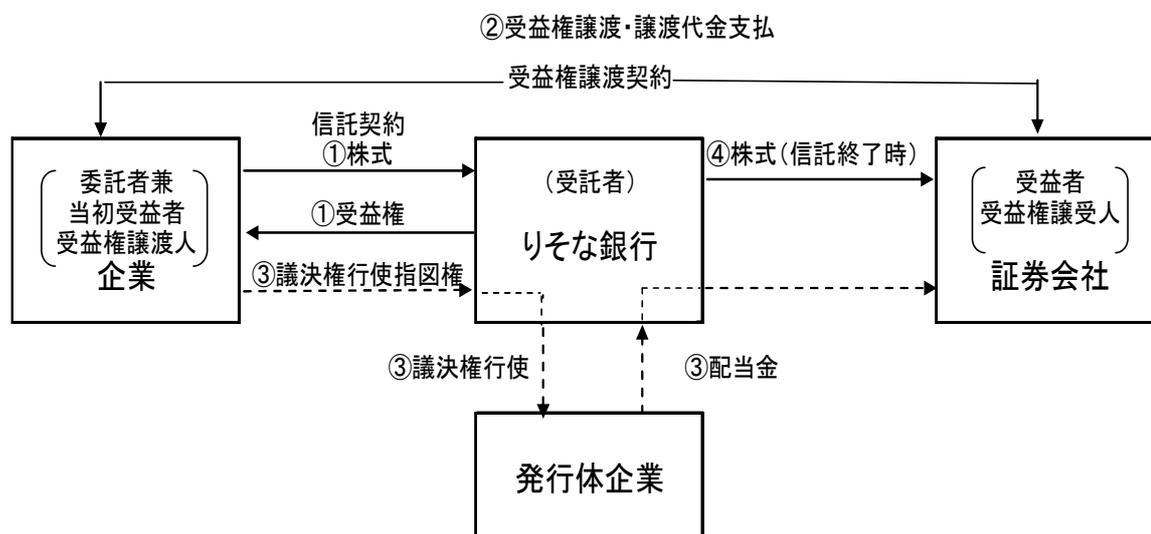
<商品概要>

名称	株式流動化信託
対象先	法人のお客さま
信託の目的	有価証券（上場株式）等の管理、信託受益権の譲渡による資金調達、および委託者の株式議決権行使の指図権の留保
信託期間	原則、1年から3年。中途解約はできません。 但し、信託目的の達成が著しく困難となったときは、信託期間満了前に信託を終了することがあります。
信託報酬	別途定める信託報酬をりそな銀行が申し受けます。

以 上

<ご参考> 株式流動化信託の仕組み

【スキーム図】



【流れ】

信託設定時	①	企業（委託者）は所有株式を信託し、受益権を取得します。信託契約において株式の議決権行使の指図権者は委託者と定めます。
受益権譲渡	②	企業（委託者）は受益権を証券会社に譲渡し、証券会社は受益権譲受の対価を企業（委託者）に支払います。
運営時	③	信託財産である株式の議決権は、企業（委託者）の指図に基づき受託者が行使します。受託者が受領する株式配当等は受益者である証券会社に帰属します。
終了時	④	信託終了時に信託財産である株式は受益者である証券会社に移転します。（企業（委託者）が留保していた議決権行使の指図権も信託終了により証券会社に移転します。）